

公益社団法人 渋谷区勤労者福祉公社給付規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人 渋谷区勤労者福祉公社定款（以下「定款」という。）第4条の規程に基づき、公益社団法人 渋谷区勤労者福祉公社の給付事業について必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、公社の会員（以下「会員」という。）に適用する。

(給付の種類及び金額)

第3条 給付の種類及び金額は、別表1に定めるところによる。

(結婚祝金)

第4条 会員が結婚したときは、結婚祝金を支給する。

- 2 結婚とは、民法に定める婚姻をいう。
- 3 再婚の場合は、同一人について1回を限度として支給する。

(出産祝金)

第5条 会員又は配偶者が出産したときは、出産祝金を支給する。

- 2 出産には、死産、流産、早期新生児死亡（7日以内）は含まれないものとする。

(成人祝金)

第6条 会員又は会員の子が満20歳を迎えたときは、成人祝金を支給する。

(還暦祝金)

第6条の2 会員が満60歳を迎えたときは、還暦祝金を支給する。

(入学祝金)

第7条 会員の子が義務教育就学（小学校・中学校）の際は、入学祝金を支給する。

(銀婚祝金)

第8条 会員が結婚して共に満25年を迎えたときは、銀婚祝金を支給する。

(金婚祝金)

第9条 会員が結婚して共に満50年を迎えたときは、金婚祝金を支給する。

(通院見舞金)

第10条 会員が同一傷病により10回以上通院したときは、年度内1回に限り通院見舞金を支給する。

- 2 前項における通院とは、歯科診療及び公的医療保険適用外の通院は含まないものとする。
- 3 同一年度内に同一傷病により、既に入院見舞金の支給を受けているときは、支給しない。

(入院見舞金)

第10条の2 会員が連続して7日以上入院したときは、その日数により入院見舞金を支給する

- 2 同一傷病により同一年度に2回以上入院した場合は、そのうち1回限り支給する。

(障害見舞金)

第11条 会員が、会員期間中に別表2に定める障害の状態になった場合は、その程度に応じて障害見舞金を支給する。

- 2 同一傷病の障害見舞金の支給は、1回限りとする。

(住宅災害見舞金)

第12条 会員の居住する家屋・家財等に、人災・自然災害を問わず別表3に定める損害を受けたときは、その程度により住宅災害見舞金を支給する。ただし、床下浸水を除く。

- 2 前項における家屋とは、その所有の有無にかかわらず、会員が現に生活の本拠としている建物をいい、店舗・事務所・貸間・作業所・倉庫等は含まないものとする。

(死亡弔慰金)

第13条 会員が死亡したときは、会員死亡弔慰金を支給する。

- 2 会員の配偶者・親・子が死亡したときは、家族死亡弔慰金を支給する。
- 3 前項における親・子とは、所得税法第2条第1項第34号に該当する者をいう。なお、子には、死産又は7ヶ月以上の流産を含む。
- 4 会員が死亡したときは、支給する会員死亡弔慰金の受取人の範囲及び順位は次のとおりとする。

- ①配偶者
- ②子
- ③父母
- ④孫
- ⑤祖父母
- ⑥兄弟姉妹

(退会せん別金)

第14条 会員期間5年以上の会員が退会するときは、せん別金を支給する。

(効力の発生)

第15条 第3条に規定する給付金は、公社入会日の翌日以降に発生した事由について支給する。

(効力の失効)

第16条 前条に規定する効力は、次の各号の一に該当するときは、失効又は停止する。

(1) 定款第7条に定める資格を喪失したとき失効する

(2) 定められた期日までに会費を納入しなかったとき停止する

2 前項第2号に規定する停止の期間は会費未納月の初日から納入のあった日までとする。

(給付金の支給制限)

第17条 第10条の2、第11条、第12条及び第13条については、その支給事由の発生原因に災害救助法の適用があった場合は、支給しない。

(給付の請求)

第18条 給付の請求は、会員死亡弔慰金(本人)を除き、会員のみが行えるものとする。

2 給付を受けようとする者(以下「請求者」という。)は給付金請求書に給付事由の発生を証明する別表4による書類を添付して公社に請求する。

3 給付の請求は、給付事由の発生した日から6ヶ月以内に行わなければならない。

ただし、理事長がやむを得ない事由により遅延したものと認めた場合は、この限りではない。

(給付の決定)

第19条 理事長は、給付金請求書を審査し、給付を決定したときは、給付承認書をもって請求者に通知する。ただし、給付金の支給をもってこれにかえることができる。

2 理事長は、給付金請求書を審査し、給付を否決したときは、給付不承認書により、すみやかに請求者に通知する。

(給付金の返還)

第20条 会員等が、偽りその他不正の行為により給付金の支給を受けたとき、又は受けようとしたときは、理事長は、その者から当該給付金及び給付に要した費用を返還

させることができる。

(審査の申し立て)

第21条 会員は、給付の決定について疑義があるときは、給付金又は給付不承認書受領後2ヶ月以内に、理事長に審査の申し立てをすることができる。

(理事会の協議)

第22条 次の各号に掲げる場合は、理事会で協議のうえ決定する。

- (1) 住宅災害給付金の給付区分の判定、又は家屋と事務所等の区分が困難なとき
- (2) 第21条に規程する審査の申し立てがあったとき
- (3) その他この規程の運用に関し判断の困難な事項

(期間の計算)

第23条 給付における期間の計算は、第15条の規定および給付事由の発生した日から起算し、翌月応答日の前日をもって1ヶ月とみなし、翌年応答日の前日をもって1ヶ年とみなし、逐次これに準ずる。

(債権の消滅時効)

第24条 第3条に規定する給付金にかかる債権は、給付事由発生の日から1年間給付金の請求を行わないことによって消滅する。

ただし、交通事故による見舞金については、2ヶ年間とする。

(委任)

第25条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

附 則

1 この規程は、平成21年 7月 1日から施行する。